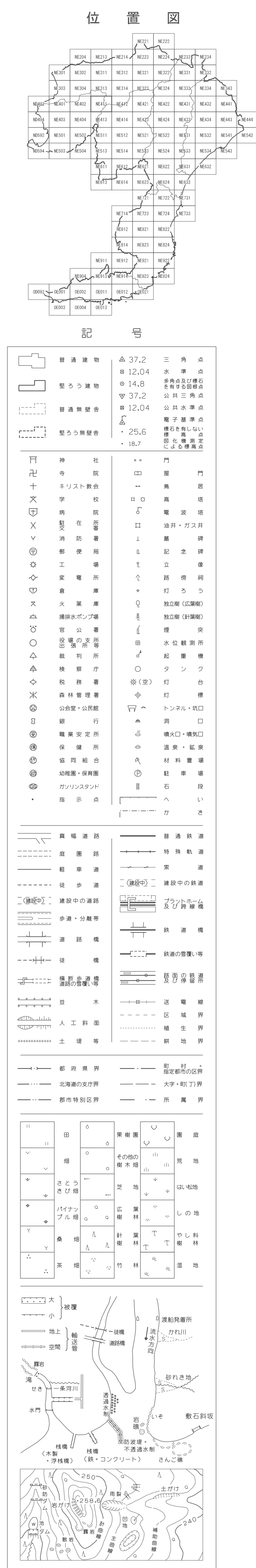
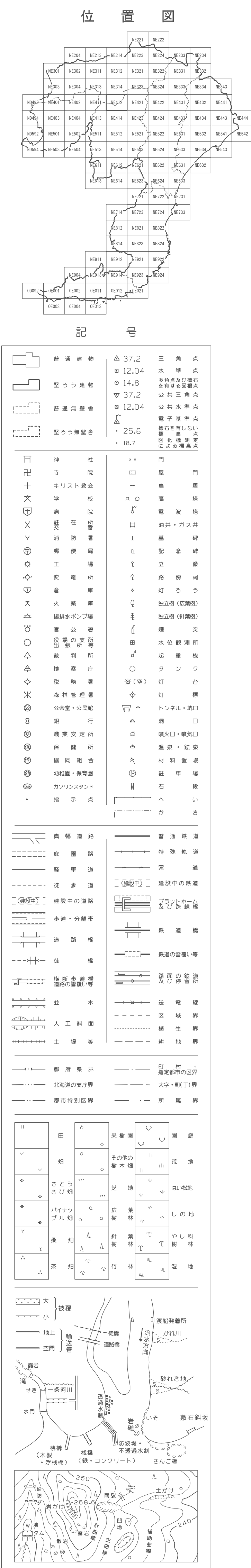


IX - NE 41 - 1



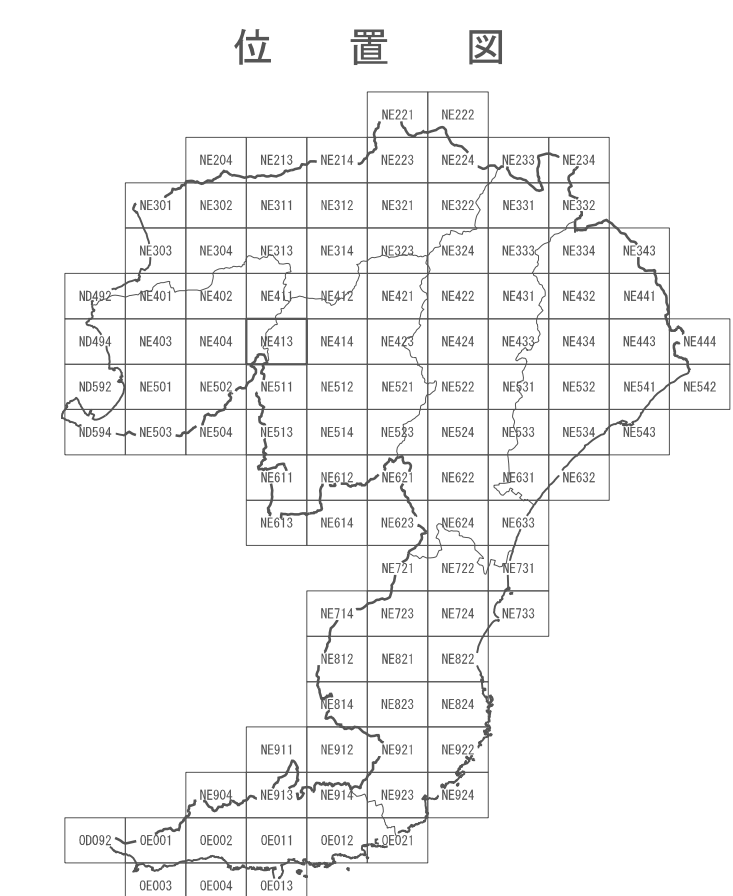
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第IX座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

1 : 2,500
IX - NE 41 - 2



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

1 : 2,500
IX - NE 41 - 3

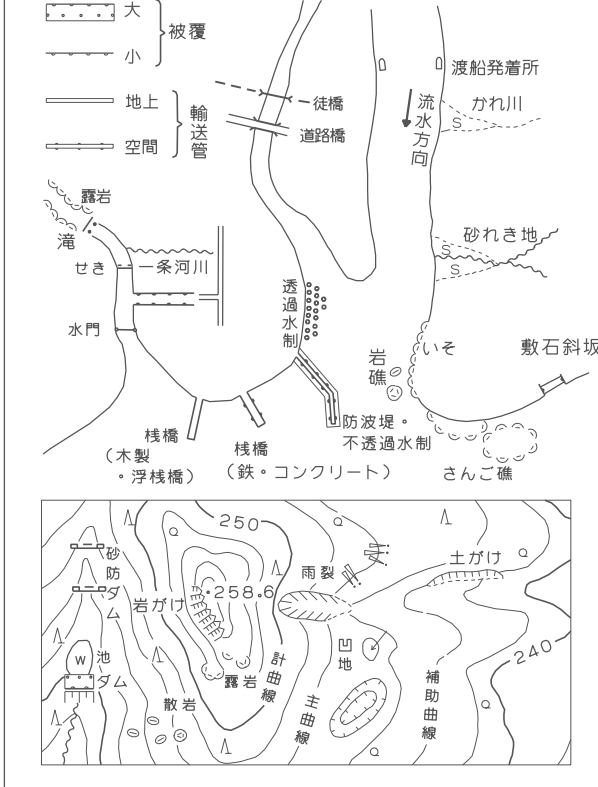


100

	普通建物	△ 37.2	三角点
	堅ろう建物	世 12.04	水準点
	普通鉄型舎	◎ 14.8	多角点及び標石 を有する図根点
	堅ろう兩層舎	▽ 37.2	公共三角点
		△ 12.04	公共水準点
		△ 25.6	電子基準点
		●	標石を有しない 図根点
			図化基準点

[illegible][illegible]

日	田	あ	栗	山	栗	庭
日		あ		山		
山	畑	山	その他 程木	山	山	荒
山		山	山	山	山	池
山	さとう きび畑	山	芝	山	山	山
山	パイナップル 畑	山	山	山	山	山
山		山	山	山	山	山
山	桑畑	山	山	山	山	山
山		山	山	山	山	山
山	茶畑	山	山	山	山	山



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

IX - NE 41 - 4

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
(助言番号) 令1 関公 第665号」

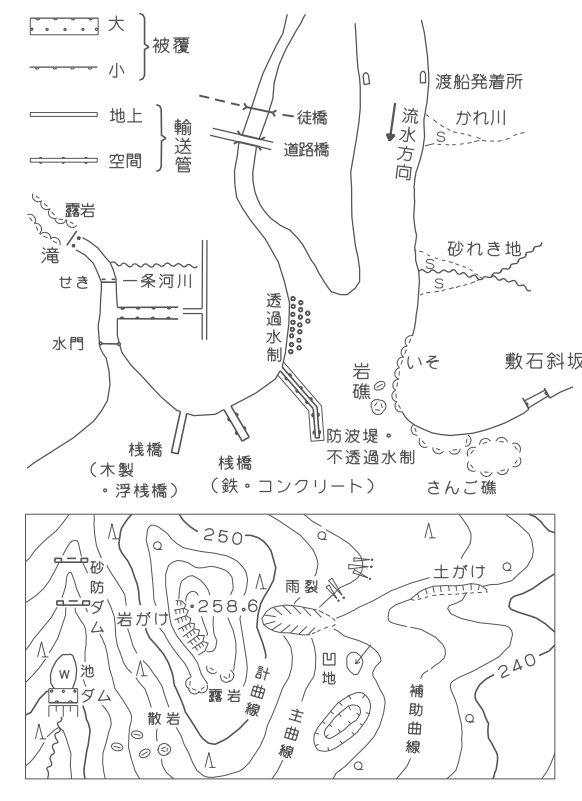
市 総 房 南 関 機 画 計



	普通建物	△ 37.2	三角点
		□ 12.04	水準点
	壁ろう建物	◇ 14.8	多角点及び壁石
		▽ 37.2	公共三角点
	普通兼壁倉	□ 12.04	公共水準点
			電子基準点
	壁ろう兼壁倉	△ 25.6	壁石を有しない
		・ 18.7	図に測量点

[illegible][illegible]

田	田	〇	果菜類	ハ	薯蕷
ハ	畑	〇	その他の 樹木類	山	荒池
ハ	畑	〇	山	山	池
ハ	畑	...	芝地	シ	はい草地
ハ	サイこう ひげ	...	広葉 葉林	マ	しの地
ハ	パイナップル 畑	〇	針葉 葉林	T	やし科 樹林
ハ	桑畑	A	針葉 樹林	T	やし科 樹林
ハ	桑畑	A	竹類	心	湿地
ハ	茶畑	ハ	竹類	心	湿地



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による
第Ⅱ座標系、世界測地系による。
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0、5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル